

令和 4 年 4 月 28 日

松山市議会議長

若江 進 様

議員名 山瀬忠吉 (印)

令和 3 年度政務活動費収支報告について

松山市議会政務活動費の交付に関する条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり令和 3 年度政務活動費収支報告書を提出します。

令和3年度政務活動費収支報告書

議員 山瀬 忠吉

1. 収 入

政務活動費	1,224,000	円
利 息	4	円

2. 支 出

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
調査研究費	81,633	行政視察
研 修 費	7,200	観光議連会費
広 報 費	204,008	広報・ホームページ運営費
広 聴 費	163,088	ガソリン代、携帯料金
要請・陳情活動費	0	
会 議 費	0	
資料作成費	1,112	
資料購入費	136,793	書籍、新聞代
人 件 費	0	
事務所費	5,662	消耗品等
合 計	599,496	

3. 残 額 624,508 円

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

令和3年度 科目別集計表

科目名				
調査研究費				
日付	内容	支出金額	備考	整理番号
11/5	山口県山口市・岡山県岡山市行政視察	12,836 円		1
12/22	石川県加賀市行政視察	62,197 円		2
3/31	公明党控室ピカラ料金	6,600 円		3
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合計		81,633 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式5)

支 出 伝 票 (旅費)

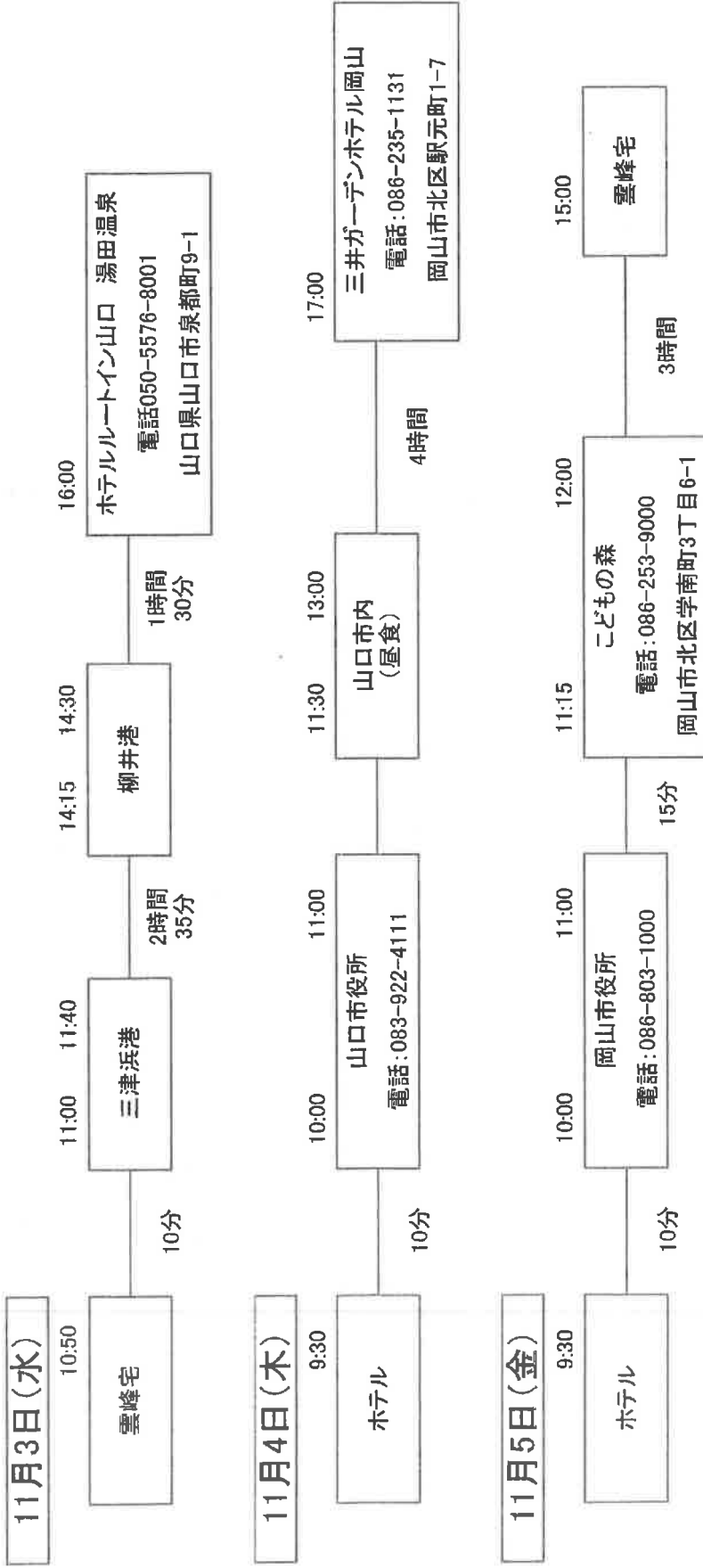
債務確定日(※1) (最終確定日)	令和3年11月5日	整理番号	/	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
用 務	山口県山口市へのコミュニティスクールについての調査視察 岡山県岡山市へのプレーパーク普及事業についての調査視察			
上記活動に 要した金額 ・ 按 分 率	交 通 費	11,174	円	100 %
	宿 泊 費		円	%
	パ ッ ク 代 金		円	%
	そ の 他	1,662	円	100 %
	合 計	12,836	円	100 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	令和3年11月5日		
※スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				
領収書 別紙添付				

(注) 科目別集計表には、政務活動に要した旅費の総額を記入してください。

※1 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。旅行日程のうち債務が最終確定した日(政務活動による旅行完了日)を記入してください。

※2 旅行に関する一連の支払のうち最終支払日(領収書日付)を記入してください。

岡山市・岡山市 視察行程表



視察等経費一覧（領収書添付）

	日付	品名	支払先	(3人分)	(1人分)	備考
①	R3.11.2	お土産	(株)一六本舗 三津店	3,888 円	1,296 円	その他
②	R3.11.3	フェリー料金	松山海陸運送(株)	15,500 円	5,166 円	交通費
⑦	R3.11.4	ホテル駐車料金	三井ガーデンホテル岡山	1,100 円	366 円	その他
⑩	R3.11.5	高速料金	NEXCO西日本・本四高速	14,130 円	4,710 円	交通費
⑪	R3.11.5	ガソリン代	コスモ石油販売(株) 大可賀	3,895 円	1,298 円	交通費
合計					12,836 円	

※3人分とは、雲峰議員、大塚議員、山瀬議員

※上記の領収書の原本は、大塚議員の旅費精算所に添付

項目別金額計	交通費	11,174 円
	その他	1,662 円
	合計	12,836 円

1

領 収 証

2021年 11月 2日

雲峰広行 様

金額	百	十	万	千	百	十	円
			¥	3	8	8	8

(税込)

但し お土産代

上記の金額正に領収致しました

内訳 税込金額 10%対象 円 消費税 円
 税込金額 8%対象 円 消費税 円

※軽減税率対象

株式会社 **一六** 代表取締役社長 玉 置

一六本舗 本社工場/事務所
 松山市東方町甲1076-1 TEL 089 (963) 571600

レストラン **一六** 本社事務所
 松山市東石井1丁目7-13 TEL 089 (957) 0017(代)

販売店 係 員

* 金額を訂正したもの、社印のないものは無効です。

お土産
 ① 3888円/3人 = 1,296円

フェリー料金
 ② 15,500円/3人 = 5,166円

A No 025824 領 収 証

社印抜者印なきものは無効とす

収入印紙

大塚啓史 殿

¥15,500

内 訳	現金	お土産代	備 考
	小切手		
	計		

上記金額正に受取りました

松山海陸運送株式会社

令和3年11月3日

○本店 松山市三津2丁目 電話(951)0217番
 ○三津店 松山市三津埠頭 電話(951)0121番
 ○高浜店 松山市高浜町5丁目 電話(951)2606番
 ○松山海陸トラベル 松山市三番町3-5-7 電話(941)4964番

【上陸券】(乗船証明書) W1103MA5446

三津浜 → 柳井 行き

発売日	2021/11/03	同乗おとな	2人
有効期限	2021/11/03	同乗子ども	※人
区分	往路	同乗乳幼児	※人
券種	現金	普通自動車	5m未満
発券場所	三津浜A	運賃	15,500円

領収金額 15,500円

防予フェリー株式会社
 柳井市柳井高浜町4-1-1
 TEL 0820-272606

ご利用ありがとうございます。ご利用証明書

NEXCO
西日本

料金所(自) 玖珂
料金所(至) 山口

21年11月 3日
15時39分

割引前料金 ¥2,330-
割引△ ¥700-

通行料金 (ETC利用分) ¥1,630-

車種 1

取扱番号 A15111-033478-833028

※通行料金は消費税税率10%対象です。
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

019

ご利用ありがとうございます。ご利用証明書

NEXCO
西日本

料金所(自) 山口
料金所(至) 岡山

21年11月 4日
15時49分

割引前料金 ¥6,750-
割引△ ¥40-

通行料金 (ETC利用分) ¥6,710-

車種 1

取扱番号 A16111-043971-230224

※通行料金は消費税税率10%対象です。
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

009

ご利用ありがとうございます。ご利用証明書

明日本四高速

料金所(自) 早島
料金所(至) 坂出本線

21年11月 5日
15時47分

通行料金 (ETC利用分) ¥2,310-

車種 1

取扱番号 A03111-053469-373111

※通行料金は消費税税率10%対象です。
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

ご利用ありがとうございます。ご利用証明書

NEXCO
西日本

料金所(自) 坂出本線
料金所(至) 松山

21年11月 5日
17時19分

通行料金 (ETC利用分) ¥3,480-

車種 1

取扱番号 A03111-053551-449316

※通行料金は消費税税率10%対象です。
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

- ⑦ 下ル馬車料金
1,100円/人 = 366円
- ⑩ 高速料金
14,130円/人 = 4710円
- ⑪ ガカ代
3,895円/人 = 1,298円



納品書 (領収書)

コスモ石油販売(株) 中四国カンパニー
セルフ&カーゲア大可賀
愛媛県松山市 大可賀 3丁目
10-11
TEL:089-951-0336 SS-089508

2021年11月05日 18:03 伝票No.0284
通番5309

大塚啓史 様
61-08950-000009-001
売上 現金フリー

11200
レギュラーガソリン P19 ¥3895
数量 24.50(L)
単価 @159

合計 ¥3,895
(内消費税 @53.8 ¥1318)
(内消費税10%対象 ¥3895) ¥354
お預り ¥10,000
お釣り ¥6,105
4196-4196 07 2021/11/06
上記にて領収書に替えさせていただきます

545555

印刷販売物
付につき日本橋
税務署承認済

株式会社三井不動産ホテルマネジメント
併成橋住所
東京都中央区日本橋本町3丁目2番5号

三井ガーデンホテル岡山
MITSUI GARDEN HOTELS

〒700-0024
岡山県岡山市北区駅元町1-7
TEL. 086-235-1131 FAX. 086-225-8831
URL. <https://www.gardenhotels.co.jp>

領収書

日付 2021/11/04
お名前 大塚 啓史 様

金額 ¥1,100-

上記金額確かに領収いたしました。
表示金額は消費税等を含んでおります。

(様式7)

県外活動

報告書

調査研究視察

議員名 山瀬 忠吉



整理番号	1
日程	令和3年11月3日(水)～令和3年11月5日(金)
目的	1. コミュニティスクール・コミュニティタクシーについて 2. プレーパーク普及事業について
訪問先	1 山口県山口市 2 岡山県岡山市
概要 所見	<視察報告書 別紙添付>

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管(各自5年保管)

視察後の考察

コミュニティスクールを実現するために県が主導的立場から押し進められたとお聞きした。根底には子供たちの学力低下が現れ県も危機感を持ったことから、コミュニティスクールの実現へ舵を切り、大きな改革を一気に実行し成果を上げる事ができた。諸先生方も最初は地域の方が学校に入ってくることに緊張感をもって接し、お互いのコミュニケーションが取れることによって、結果として互いに錬磨する関係を築くことができ、子どもたちの学力にも好影響を与えた。コミュニティスクールの実現は国も推奨しており、是非とも本市においても実現してもらいたいと思う。

コミュニティタクシーについて

コミュニティタクシーはバスでは採算の取れないところをルートを設定し地域の皆様の要望に応えられる対応をしており、他市に比べ利用者数も余り減少していない。本市においても活用の余地があると思います。

※視察報告書

日時：令和3年11月4日(木) 10時00分～

場所：山口市役所 3階 第4委員会室

① 視察項目

- ・コミュニティスクールについて
- ・コミュニティタクシーについて

② 説明者

教育委員会 学校教育課 コミュニティスクールアドバイザー
山崎 伸介
社会教育・生涯学習担当 社会教育主事 原岡 一樹
都市整備部 交通政策課 交通政策担当 三輪 大介

③ 萩市の概要

山口県の中央に位置し、南は瀬戸内海に面し、東は防府市、周南市、西は美弥市、宇部市、北は萩市、さらに島根県津和野市、吉賀町に接しています。
面積：1,023.23 km²、人口：194,110人

④ 詳細(コミュニティスクールについて)

- 平成20年の学力ショックや教育施策遂行の市町間格差、小学校の学級王国、中学校の荒れなど学校だけでは解決できない
- 設置の100%への方策で徹底した管理職研修、採用
- 教育長や学校教育課長の説得や理解、地域学校協働活動推進員(コーディネーター)の全校配置を行う。
- 山口市の中学校単位として、幼児期から中学校卒業までの子どもたちを地域ぐるみで支援していく。
- 学校運営
 - ・運営方針の承認・熟議
 - ・学校運営協議会でコーディネーターが説明・提案
 - ・学力アップ(中学生・大学生・大人が小学校の教室に入る)
 - ・道徳授業に地域の方も参加する。
- 地域貢献
 - ・学校へ地域の人が足が向く、集いの場に、
 - ・小中学校一斉避難訓練：PTA、寮、消防、自治会等の参加協力
 - ・人形浄瑠璃で文化継承
- 社会に開かれた教育家庭の実現

山口県 山口市への行政視察について

令和3年11月4日(木)

視察項目 コミュニティスクール(学校運営協議会)設置率100%について

【質問項目】

- ① コミュニティスクール設置率100%の達成に至る経緯について
- ② コミュニティスクール設置に依る効果と課題について
- ③ 保護者、教員、地域住民の設置の評価はどうか
- ④ 学校評議員制度とコミュニティスクール(学校運営協議会)との学校現場に於ける認識及び役割の違いについて
- ⑤ 以下、設置校0の松山市の設置困難な理由についての意見を伺いたい
 - 複雑な校区割り、財政支援の確保、コーディネーター的役割を果たす加配教員の確保が困難である
 - 学校評議員制度で地域との連携は図られている
 - 学校運営協議会に学校が縛られるのではないか
 - 新組織構築などの業務の追加で保護者や教員の負担増になる
 - 今からコミュニティスクールを設置する自治体への注意点や、アドバイスなどあればお願いします

以上

④詳細(コミュニティタクシーについて)

○山口市市民交通計画の策定から10年が経過し、計画期間が平成29年度末で終了します。しかしその間に、社会環境の変化や、新たな問題が発生しました

- ・人口減少・少子高齢化
- ・公共交通利用者の減少
- ・バスやタクシーの運転手の確保が困難
- ・7割の市民が1年に1回もバスに乗っていない。
- ・ガソリン消費量は全国1位

○平成19年5月 コミュニティタクシーモデル地域を募集、11地域で検討会を実施し、地域に伺い検討・アンケート調査やニーズ調査をして、5地区が応募。

○メリットとして

1. ルートやダイヤ、バス停などに地域の実情を反映させやすい。
2. 地域に貢献したい身近な事業者の参加も促せる。
3. 愛着がもたれ、みんなが利用する。
4. 交通を介して地域づくりや地域の連帯感強まる。

山口県 山口市への行政視察について

令和3年11月4日(木)

視察項目:コミュニティータクシー(コミタク)、グループタクシーの運用について

【質問項目】

- ① コミタクの運行までの市民交通の実態と運用開始までの経緯について
- ② コミタクの実際の利用方法とその運行、及び市からの補助などについて
- ③ コミタク7路線を更に増やすことについて
- ④ コミタクの利用者数、乗車率の推移、採算性はどうか
- ⑤ コミタクの利用者、運行事業者の評判はどうか
- ⑥ コミタク運用の課題について
- ⑦ グループタクシーの運行までの経緯について
- ⑧ グループタクシー実際の利用方法とその運行について
- ⑨ グループタクシーの利用者、運行事業者の評判はどうか
- ⑩ グループタクシー運行の課題点について
- ⑪ 他自治体でこのようなコミタクやグループタクシーの運行を始める場合に何が必要なのか、また注意点、アドバイスがあればお願いします

以上

※視察報告書

日時：令和3年11月5日(金) 10時00分～

場所：岡山市役所

① 視察項目

- ① プレーパーク普及事業について
- ② 岡山プレーパーク普及事業について

② 説明者

- ① 岡山市岡山っ子育て局 地域子育て支援課
課長 石原 加恵
- ② 岡山市子どもセンター
代表理事 美咲 美佐子

③ 詳細

- 家庭や地域、社会情勢など子どもを取り巻く環境の変化により、外で遊ぶ子供が少なくなり、子どもの体力、運動やコミュニケーション能力、意欲や自主性の低下につながっている。また、親世代も外遊びの経験がなく、自由な遊び方や遊ばせ方を子供に伝えることができなくなっている。そこで、外遊びの楽しさを再確認してもらい、子育てにおける外遊びの重要性への理解を深めるとともに、地域住民と協働で事業を実施することにより、外遊びを通じた子育てをテーマに、地域ぐるみの子育ての気運を高め、子どもが安心して健全に育つ地域環境を整えていく。
- プレーリーダー養成講座
 - ・市民を対象に、外遊びについて基本的な知識を学ぶ「基礎講座」の実施
 - ・市内の公園等において、プレーパークを開催
- プレーパーク体験会の実施
 - ・地域の団体等と協働してプレーパークの開催
- スキルアップ及び実地研修の実施
 - ・養成口座修了者を対象としたスキルアップ研修及び知識・技術の定着を図る実地研修の機会を提供
- 外遊び体験推進事業補助金交付
 - ・地域住民が主体となって実施するプレーパークに対して、補助金を交付

視察後の考察

子どもから大人まで何世代にわたって愛され
気がぬなく訪ずれるプレーパーク。自由な公園
の中に人の交流が生まれ、プレーリーダーも活躍
をしています。プレーパークを維持管理していく
には、財政的なバックアップを必要としてお
り、人材育成と普及事業の継続は、行政との
協力が不可欠である。子どもたちの成長の
ためにも、プレーパークは非常に重要である
と思う。本市においても行政も関わり発展
させてもらいたい。

プレーパークについて

【質問項目】

- ① プレーパークの経緯・目的・概要
- ② プレーパークの取組み状況
- ③ プレーパークの事業費用
- ④ プレーパークの遊びに注目して普及促進をしている理由は、なぜか。
- ⑤ プレーリーダーはどこが主体で育成し、年間プレーリーダーは何人親任しているのか。
- ⑥ 岡山市プレーパーク普及事業の参加している団体はいくつあり、主な団体名は？
- ⑦ 外遊び体験推進事業で補助金を交付しているが、年間応募者数と予算はいくらか。
- ⑧ コロナ禍で、プレーパークのイベントを中止した場合もあったと思うが、通常年間、何回イベントを企画し実施しているのか。
- ⑨ 一番人気のあるイベントは何か。
- ⑩ プレーパークのイベントに最大何人参加したことがあるか。
- ⑪ プレーパークでイベントを実施するにあたり、課題となるのは何か。

(様式5)

支出伝票 (旅費)

債務確定日 (※1) (最終確定日)	令和 3年 12月 22日	整理番号	2	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
用 務	石川県加賀市にて「マイナンバーカードからの地方創生について」調査視察を行った。			
上記活動に 要した金額 ・ 按 分 率	交通費・宿泊費	55,750 円	100	%
	交通費 (タクシー代)	1,433 円	100	%
	パック代金	0 円	100	%
	そ の 他	5,014 円	100	%
	合 計	62,197 円	100	%
特記事項	交通費・宿泊費 55,750円内訳は、JR旅費, 航空機代, ホテル代金			
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	令和 3年 12月 22日		
※スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				
領収書 別紙添付				

(注) 科目別集計表には、政務活動に要した旅費の総額を記入してください。

※1 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。旅行日程のうち債務が最終確定した日(政務活動による旅行完了日)を記入してください。

※2 旅行に関する一連の支払のうち最終支払日(領収書日付)を記入してください。

日付	項目	立替金額	雲峰	丹生谷	山瀬	備考
12/13	交通費・宿泊代		55,750		55,750	①
12/19	お土産代	1,296	432	432	432	②
12/21	昼食代		1,329		1,329	③
12/21	タクシー代	4,300	1,433	1,433	1,433	④
12/22	昼食代		1,453		1,453	⑤
12/22	駐車場代		1,800		1,800	⑥
		5,596	62,197	1,865	62,197	

領 収 証

No. 725705 J

RECEIPT

2021年12月13日

ご氏名 山瀬 忠吉 様

①

(ご注意) 本証に、支店名、支店印、責任者印無きもの及び金額欄を訂正したものは無効とします。

金額 ￥ 55,750-

ただし 12/13 松山-加賀 往復航空券、JR 在来線で

上記金額正に領収いたしました。

- 1. 現金
- 2. 小切手
- 3. 振込
- 4. クレジット(カード)
- (※)
- 5. その他()



株式会社日本旅行 松山 営業本部 支店

NIPPON TRAVEL AGENCY CO., LTD.

責任者印

抜者名

領 収 書

2021年12月21日 10:27

伝 票: 05-6736

③

山瀬 忠吉 様

金額 ￥1,329-

内8%対象消費税 1,324 98

但

旅弁当駅弁にぎわい
〒532-0011
大阪市淀川区西中島5-16-1
エキマルシェ新大阪
旅弁当にぎわい
TEL 06-4862-5160
FAX 00-000-0000

温かにめしとすき 1,200※
(1 1,200)
伊右衛門ほうじ茶 124※
(1 124)
駅弁レジ袋(L) 5
(1 5)

小 計 1,329
(内消費税) 98
合 計 1,329

預り現金 1,329

10%対象消費税 5
8%対象消費税 0
1,324 98

※印は軽減税率対象

2

2

領 収 証

2021年12月19日

雲峰広行 様

金額	百	十	万	千	百	十	円
			7	1	2	9	6 (税込)



但し

上記の金額正に領収致しました

内訳 税込金額 10%対象 0円 消費税 0円
 税込金額 8%対象 1296円 消費税 [REDACTED]円

※軽減税率対象

株式会社 一六 代表取締役社長 玉 置 [REDACTED]

 本社工場/事務所
 松山市東方町甲1076-1 TEL 089 (963) 5716代
 本社事務所
 松山市東石井1丁目7-13 TEL 089 (957) 0017代

販売店

一六本舗三津セブンスター店
 松山市会津町7番1号
 TEL (089)967-6016

係 員 [REDACTED]

* 金額を訂正したもの、社印のないものは無効です。

4

領 収 書

2021年12月21日

車番 [REDACTED] No.5049 000

基本運賃 ¥4300

合計金額 ¥4300

決済対象額 ¥4300

決済金額 ¥4300

上記の通り領収致しました
 毎度ご乗車
 有り難うございます。
 お忘れ物のお問い合わせは
 下記までご連絡ください。

小松市今江町 に 23

石川交通株式会社 南加賀

TEL: 0761-22-2811

0004-1943

2021年12月22日水曜日

領 収 証

山瀬 忠吉 様

¥ 1,453 -

(消費税 ¥107)

5

但し、
プリズム福井 桜むすび
 福井市中央1丁目1-25 TEL 0776-22-8846
 *保管上のお願い
 財布等で保管戴く場合、印刷面を内側に折って保管願います。

担当者
 領収証No 3176

一般財団法人 空港振興・環境整備支援機構
松山空港駐車場
 事前 ☎ Tel 089-971-5439

令 頁 収 証

6

精算機 #15	P 精算No.000017
発券機 #12	発券No.018321
入庫時刻	2021年12月21日(火) 07:31
精算時刻	2021年12月22日(水) 17:48
駐車時間	1日 10:17
駐車料金	A料金 1,800円
=====	
合 計	1,800円
現金領収額	1,800円
お預り	2,000円
お釣り	200円

またのご利用をお待ちしております。

(様式7)

県外活動

報告書

調査研究視察

議員名 山瀬 忠吉



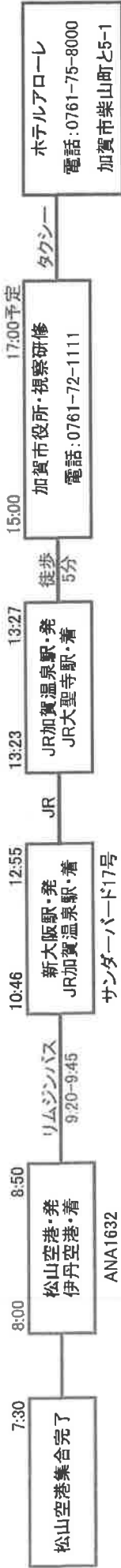
整理番号	2
日程	令和3年12月21日(火)～令和3年12月22日(水)
目的	マイナカードから地方創生について
訪問先	加賀市役所
概要 所見	別紙参照

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管（各自5年保管）

加賀市視察行程表

作成 2021/12/14

12月21日(火)



12月22日(水)



視察項目 「マイナカードから地方創生について」

質 問 項 目

1. 石川県加賀市においてマイナカードの普及に努めた理由はなぜか。
2. どうやって7割を超えるマイナカードの普及率を達成したのか。
3. 普及率向上のため特に重視したものはありますか。
4. 普及率向上にあたり問題となった点は何か。
5. 普及率7割達成のため使用した予算と財源は？
6. デジタル化による「スマートシティ加賀」を目指すにあたりマイナカードをどの様に活用するのか。
7. 行政手続き172種類を電子化していると紹介されているが、具体的にはどのような事例があげられるか。
8. マイナカードの活用を念頭に民間と連携しサービスの導入を図るとあるが、具体的に決まっているものはあるか。
9. マイナカードを普及していくうえで今後課題となるものは何か。

視察報告書

日時：令和3年12月21日(火)13:45~15:30

場所：加賀市役所

「テーマ」：マイナンバーカードから地方創生について

① 視察項目

マイナンバーカードからの地方創生について

② 説明者

スマートシティ課 マネージャー	山森 博人
スマートシティ課 リーダー	西山 嘉博
スマートシティ課 主事	八日市 拓也
窓口課 企画官	山村 嘉康

③ 詳細

マイナンバーカードの普及に努めた理由について スマートシティ推進のカギとしてのマイナンバーカードを活用して、様々なデータが連携したデータ駆動型社会の実現を目指した。加賀市では、令和3年11月30日現在マイナンバーカード交付率は71.3%を達成している。デジタル推進賞大臣賞を受賞しました。

加賀市独自のマイナンバーカード普及に係る取組を行い、マイナンバーカードを取得する市民に「かが応援商品券」を無料で配布し、買い物や飲食による消費を拡大。マイナンバーカード特設窓口を設置し土日、祝日も受付し、写真撮影のサービスを実施した。福祉施設・地区会館・高校等での出張受付も行い、交付には宅急便を活用し自宅にマイナンバーカードを送付した。市広報・SNS 等を活用した周知・啓発に努めた。

普及率 7割達成のために利用した財源と予算については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 2億4700万円を活用し、一般財源は使わなかった。スマートシティ加賀の地域課題は、地区が点在する多極分散型の都市形態であり、人口の急減と観光入込客の減少により消滅可能性都市の一つに指摘された。第4次産業革命を見据えたイノベーション施策からスマートシティの推進を目指した。行政手続きの電子化を図り、スマホで、いつでも、どこでも、安全に手続きを完了できる環境を整え、174種類の行政手続きに電子申請を導入した。電子申請サービスの特徴としてマイナンバーカードによるデジタル身分証アプリxIDと申請フォームが作成できるLoGoフォームが連携することで行政手続きをオンラインで完結できるサービスが可能となった。今後も民間と連携した新たなサービスを目指していきます。

④ 視察後の考察

これまで見てきたマイナンバーカード普及には、カードを持つメリットとして何があるか。ポイントの付与にとどまらない取組が大きければ大きいほど、行政も市民の皆さまにもその恩恵は、大きいと言えると思う。行政手続きに スマホからいつでも、どこでも、安全に手続きを完結できるメリットは非常に大きい。本市においてもスマートシティを目指すうえで是非参考にして活用してもらいたい。

(様式4)

支 出 伝 票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	令和4年 3月31日	整理番号	3	
科 目	調査研究費 研修費 要請・陳情活動費 会議費 人件費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費	
使 途 及 び 内 容 等	公明党控室ピカラ料金 令和3年4月～令和4年3月分 4,400÷8人=550円			
金 額	6,600円	年間の支出金額の合計を 記入してください。		
特 記 事 項	領収書原本 山瀬忠吉			
利用月	支払月日	按分前の金額	按分率	支出金額
4月分	5月 27日	550円	100%	550円
5月分	6月 28日	550円	100%	550円
6月分	7月 27日	550円	100%	550円
7月分	8月 27日	550円	100%	550円
8月分	9月 27日	550円	100%	550円
9月分	10月 27日	550円	100%	550円
10月分	11月 29日	550円	100%	550円
11月分	12月 27日	550円	100%	550円
12月分	1月 27日	550円	100%	550円
1月分	2月 28日	550円	100%	550円
2月分	3月 28日	550円	100%	550円
3月分	4月 27日	550円	100%	550円

(注)継続的な利用形態で毎月支払いをしているものに使用してください

(注)領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります

2021年08月02日

3

〒 790-0002

松山市二番町4丁目7-2
松山市役所別館5F 公明党議員団控室

松山市議会 公明党 様

お客様No. 73140

収入印紙



領 収 書

〒790-8509 松山市大手町三丁目1-4

株式会社愛媛CATV

領収金額		4,400 円	
内 訳	金 額(円)	備 考	
基本料金	4,400 円	6月分月払い	(2021年)
<<合計>>	4,400 円		

【お知らせ】

<料金に関するお問合せ先>
(株)愛媛CATV TEL: 089-943-5001
平日9:00~19:00 / 土曜9:00~17:30
(日・祝日は休み)

◆2021/07/27 口座振替分◆

2021年09月01日

3

〒 790-0002

松山市二番町4丁目7-2
松山市役所別館5F 公明党議員団控室

松山市議会 公明党 様

お客様No. 73140



領 収 書

〒790-8509 松山市大手町1-11-4
株式会社愛媛CATV



領収金額		4,400 円
内 訳	金 額(円)	備 考
・ 料金	4,400 円	7月分月払い (2021年)
<<合計>>	4,400 円	

【お知らせ】

<料金に関するお問合せ先>
(株)愛媛CATV TEL: 089-943-5001
平日9:00~19:00 / 土曜9:00~17:30
(日・祝日は休み)

◆2021/08/27 口座振替分◆

2021年11月01日

3

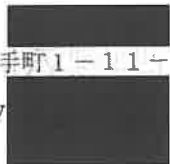
〒 790-0002
松山市二番町4丁目7-2
松山市役所別館5F 公明党議員団控室

松山市議会 公明党 様
お客様No. 73140



領 収 書

〒790-8509 松山市大手町1-11-4
株式会社愛媛CATV



領収金額		4,400 円	
内 訳	金 額(円)	備 考	
レオカ料金	4,400 円	9月分月払い	(2021年)
<<合計>>	4,400 円		

【お知らせ】

<料金に関するお問合せ先>
(株)愛媛CATV TEL: 089-943-5001
平日9:00~19:00 / 土曜9:00~17:30
(日・祝日は休み)

◆2021/10/27 口座振替分◆

2021年12月02日

3

〒 790-0002

松山市二番町4丁目7-2
松山市役所別館5F 公明党議員団控室

松山市議会 公明党 様

お客様No. 73140



領 収 書

〒790-8509 松山市大手町1-1-14

株式会社愛媛CATV



領収金額		4,400 円	
内 訳	金 額(円)	備 考	
料 金	4,400 円	10月分月払い	(2021年)
<<合計>>	4,400 円		

【お知らせ】

<料金に関するお問合せ先>
(株)愛媛CATV TEL: 089-943-5001
平日9:00~19:00 / 土曜9:00~17:30
(日・祝日は休み)

◆2021/11/29 口座振替分◆

2022年01月04日

3

〒 790-0002
松山市二番町4丁目7-2
松山市役所別館5F 公明党議員団控室

松山市議会 公明党 様
お客様No. 73140



領 収 書

〒790-8509 松山市大手町法一11-4
株式会社愛媛CATV



領収金額		4,400 円	
内 訳	金 額(円)	備 考	
料料金	4,400 円	11月分月払い	(2021年)
<<合計>>	4,400 円		

【お知らせ】

<料金に関するお問合せ先>
(株)愛媛CATV TEL: 089-943-5001
平日9:00~19:00 / 土曜9:00~17:30
(日・祝日は休み)

◆ 2021/12/27 口座振替分 ◆

2022年04月01日

3

〒 790-0002

松山市二番町4丁目7-2
松山市役所別館5F 公明党議員団控室

松山市議会 公明党 様

お客様No. 73140



領 収 書

〒790-8509 松山市大手町1-11-4

株式会社愛媛CATV



領収金額		4,400 円
内 訳	金 額(円)	備 考
ビデオ料金	4,400 円	2月分月払い (2022年)
<<合計>>	4,400 円	

【お知らせ】

<料金に関するお問合せ先>
(株)愛媛CATV TEL : 089-943-5001
平日9:00~19:00 / 土曜9:00~17:30
(日・祝日は休み)

◆2022/03/28 口座振替分◆

〒 790-0002

松山市二番町4丁目7-2
松山市役所別館5F 公明党議員団控室

松山市議会 公明党 様

お客様No. 73140

収入印紙



領 収 書

〒790-8509 松山市大手町1-1-1

株式会社愛媛CATV

領収金額		4,400 円
内 訳	金 額(円)	備 考
テレビ料金	4,400 円	3月分月払い (2022年)
<<合計>>	4,400 円	

【お知らせ】

<料金に関するお問合せ先>
 (株)愛媛CATV TEL: 089-943-5001
 平日9:00~19:00 / 土曜9:00~17:30
 (日・祝日は休み)

◆2022/04/27 口座振替分◆

令和3年度 科目別集計表

科目名				
研修費				
日付	内容	支出金額	備考	整理番号
9/30	観光議連会費	3,000 円		4
3/31	観光議連会費	3,000 円		5
3/31	拉致議連会費	1,200 円		6
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合計		7,200 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和3年 9月 30日	整理番号	4	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	松山市議会観光振興議員連盟会費上半期分 3,000円			
金 額	3,000 円	按分率	100 %	
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和3年 7月 28日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				
領 収 書				
令和3年 7月 28日				
山 瀬 忠 吉 様				
下記の金額を領収いたしました。				
金額 3,000円 也				
但し、令和3年度松山市議会観光振興議員連盟会費上半期分として				
松山市議会観光振興議員連盟 会 長 若 江 達				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成20年4月7日

改正 平成30年6月27日

(名 称)

第1条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第2条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
(平30本号中改正)
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第4条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第5条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員の仕事)

第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 前年度の事業報告及び決算

(2) 毎年度の事業計画及び予算

(3) 規約の改正

(4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項

(5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付 則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和4年 3月 31日	整理番号	5	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	松山市議会観光振興議員連盟会費下半期分 3,000円			
金 額	3,000	円	按分率	100 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和3年 12月 3日		

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 書

令和3年 12月 3日

山 瀬 忠 吉 様

下記の金額を領収いたしました。

金額 3,000円 也

但し、令和3年度松山市議会観光振興議員連盟会費下半期分として

松山市議会観光振興議員連盟

会 長 若 江 進

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成20年4月7日

改正 平成30年6月27日

(名 称)

第1条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第2条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
(平30本号中改正)
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第4条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第5条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員の仕事)

第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 前年度の事業報告及び決算

(2) 毎年度の事業計画及び予算

(3) 規約の改正

(4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項

(5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付 則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和4年3月31日	整理番号	6
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	愛媛拉致議連・市議会議員会費 1,200 円		
金 額	1,200 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和3年9月13日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

領 収 書

金 1, 2 0 0 円 也

但し、愛媛拉致議連・市町議会議員会費として
上記のとおり領収しました。

令和3年9月13日

松山市議会議員
山瀬 忠吉 様

北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を
究明する地方議員連絡会 (愛媛拉致議連)
会 長 森 高 康 行

北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する
地 方 議 員 連 絡 会 規 約

(目的)

第1条 本会は、北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相究明を求め、拉致疑惑にある県人の救出を支援することを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 本会は、北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する地方議員連絡会（略称：愛媛拉致議連）と称し、事務局を県議事堂内に置く。

(構成)

第3条 本会は、愛媛県議会議員及び県内市町議会議員等の有志をもって構成する。

(活動)

第4条 本会の活動は次のとおりとする。

- (1) 総会及び役員会の開催
- (2) 拉致疑惑にある県人の救出を支援する活動への参加
- (3) 関係機関・組織との意見交換会及び学習会
- (4) 県内外の現地調査
- (5) 関係情報の収集
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(機関)

第5条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会及び臨時総会
- (2) 役員会

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
幹事	若干名
相談役・顧問	若干名
事務局長	1名
監事	2名

(役員を選任及び任期)

第7条 本会の役員は総会において選任し、その任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第8条 本会の総会及び役員会は、会長が招集し、必要に応じて開催する。

(経費)

第9条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 会費は、県議 月額 1,000 円とし、その他の会員は月額 100 円とする。

3 会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(その他)

第10条 この規約にない事項は、役員会に諮って定めるものとする。

附 則

本規約は、平成15年 3 月 7 日から施行する。

附 則

本規約は、平成15年 8 月 1 日から施行する。

附 則

本規約は、平成18年 3 月 6 日から施行する。

附 則

本規約は、平成19年 6 月 19 日から施行する。